

掛川市日常生活用具費助成事業実施要綱（平成18年掛川市告示第131号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月30日

掛川市長 松井三郎

別表中

| | | | | |
|-------|--|-----|---|---------|
| 便器 | 障害者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | 障害者 | 下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 | 29,800円 |
| | 手すり付きのもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | 障害児 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童で身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として学齢児以上のもの | |
| 頭部保護帽 | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの | 障害者 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者で必要と認められるもの | 12,160円 |
| | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの | 障害児 | 次に該当する者で必要と認められるもの (1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度若しくは最重度であると判定された知的障害児又は知的障害者 (2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 (3) 身体障害者手帳の交付を受け身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有する児童 | |

を

| | | | | |
|-------|--------------------------------------|-----|--|---------|
| 便器 | 障害者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | 障害者 | 下肢又は体幹機能障害が2級以上の者 | 29,800円 |
| | 障害児が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | 障害児 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童で身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に限る。）の程度が1級又は2級で、原則として学齢児以上のもの | |
| 頭部保護帽 | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの | 障害者 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者で必要と認められるもの | 12,160円 |
| | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの | 障害児 | 次に該当する者で必要と認められるもの (1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定された者 (2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 (3) 身体障害者手帳の交付を受け身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有する児童 | |

に、

| | | | | |
|------|--|-----|---|----------|
| 特殊便器 | 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | 障害者 | 上肢障害が2級以上の者 | 151,200円 |
| | 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの並びに知的障害児及び知的障害者を介護している者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | 障害児 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難であると判定された知的障害児及び知的障害者並びに身体障害者手帳の交付を受けた児童で身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が1級又は2級の者で、原則として学齢児以上のもの | |

を

| | | | | |
|------|--|-----|---|----------|
| 特殊便器 | 障害者が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | 障害者 | 上肢障害が２級以上の者 | 151,200円 |
| | 障害児並びに知的障害児及び知的障害者を介護している者が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） | 障害児 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難であると判定された知的障害児及び知的障害者並びに身体障害者手帳の交付を受けた児童で身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が１級又は２級の者で、原則として学齢児以上のもの | |

に、

| | | | | |
|----------|------------------|-----|-------------|---------|
| 視覚障害者用時計 | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | 障害者 | 視覚障害が２級以上の者 | 13,300円 |
|----------|------------------|-----|-------------|---------|

を

| | | | | |
|-----------|--------------------------------------|-----|---|---------|
| 視覚障害者用時計 | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | 障害者 | 視覚障害が２級以上の者 | 13,300円 |
| 視覚障害者用ラジオ | テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの | 障害者 | 視覚障害が２級以上の者 | 29,000円 |
| | テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害児が容易に使用し得るもの | 障害児 | 身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級で原則として学齢児以上のもの | |

に、

| | | | | |
|---------|------------|-----|---------------------------|----------|
| 人工内耳用電池 | 人工内耳用ボタン電池 | 障害者 | 聴覚障害者であって、現に人工内耳を装用しているもの | 月額2,500円 |
| | 人工内耳用ボタン電池 | 障害児 | 聴覚障害児であって、現に人工内耳を装用しているもの | |

を

「

| | | | | |
|---------|-----------------------------------|-----|-----------------------------------|---|
| 人工内耳用電池 | 人工内耳用ボタン電池 又は人工内耳用充電器 及び充電池 | 障害者 | 聴覚障害者であって、現 に人工内耳を装用してい るもの | 人工内耳用ボ タン電池に あっては月額 2,500円、人 工内耳用充電 器及び充電池 にあっては 44,100円 |
| | 人工内耳用ボタン電池 又は人工内耳用充電器 及び充電池 | 障害児 | 聴覚障害児であって、現 に人工内耳を装用してい るもの | |

」

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。